

## 武雄市ふるさと納税協力事業者募集要項

最終改正：令和4年2月18日

### 1 目的

武雄市にふるさと納税をされた方へ贈る「お礼の品」（以下「返礼品」という。）を武雄市が協力事業者（以下「事業者」という。）から購入することで、本市へのふるさと納税を促進するとともに、地域経済の活性化を図る。また、ふるさと納税のインターネットサイトに返礼品を掲載することで、その商品のPRを行い、本市の魅力を発信する。

### 2 対象事業者について

下記のいずれにも該当すること

- ① 生産・製造・販売に関する法令（食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等）を遵守していること。

例：精肉の取扱い 食肉販売業許可

ハンバーグの取扱い 食肉製品製造業許可 など

- ② 市内に本店・支店を有する法人、団体、個人事業主であること。ただし、特に武雄市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断される場合はこの限りでない。
  - ③ 本社所在地の市町村（本市に本社又は事業所を有する事業者については、本市）の普通税及び目的税（地方税法第5条、武雄市税条例第3条）の滞納がないこと。
  - ④ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び佐賀県暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員等でないこと。
  - ⑤ 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱いができること。
  - ⑥ 返礼品の配送依頼後、商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
- ※ ただし、上記要件に該当しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

### 3 対象商品について

返礼品は、次に掲げる要件に適合する商品・サービスとする。

- (1) 武雄市の魅力を発信し、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 地場産品であること。地場産品とは、以下のいずれかに該当すること。
  - ①武雄市内で生産されたもの。
  - ②武雄市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
  - ③武雄市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行っているもの。

- ④武雄市内で生産されたものであり、近隣市町で生産されたものと混在（ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）したもの。
  - ⑤武雄市の広報を目的に生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するもの。
  - ⑥総務省告示第 5 条第 8 号に基づき佐賀県が認定したもの（佐賀牛・佐賀産和牛、肥前さくらポーク、骨太有明鶏、みつせどり、ありたどり、佐賀海苔、いちご（さがほのか、さちのか、いちごさん）、佐賀みかん、The SAGA 認定酒）。
  - ⑦宿泊施設・サービスの利用券等については、武雄市内で提供されるもの。ただし、主要部分が相当程度関連性のある場合はこの限りでない。  
有効期限については発行日から 6 カ月以上であること。（感染症の拡大により移動の制限、当該施設やサービスの提供を休止する場合においては、利用期限の延長対応が可能であること。）
- (3) 平成 29 年 4 月 1 日付け総務省第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
- ①金銭類性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等）
  - ②資産性の高いもの（電話・電子機器、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
  - ③寄附額に対し返礼割合が 3 割を超えるもの
- (4) 生鮮食料品については、商品の配送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、返礼品の鮮度が保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。
- (5) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。
- (6) 武雄市が求める場合は、返礼品等のサンプルの提供及び生産・製造の現場の確認ができること。

#### 4 返礼品の価格設定について

返礼品の価格は、消費税、梱包料、手数料等をすべて含むものとし、100 円単位で設定するものとする。なお、商品代金については、寄附額の 3 割以内とする。

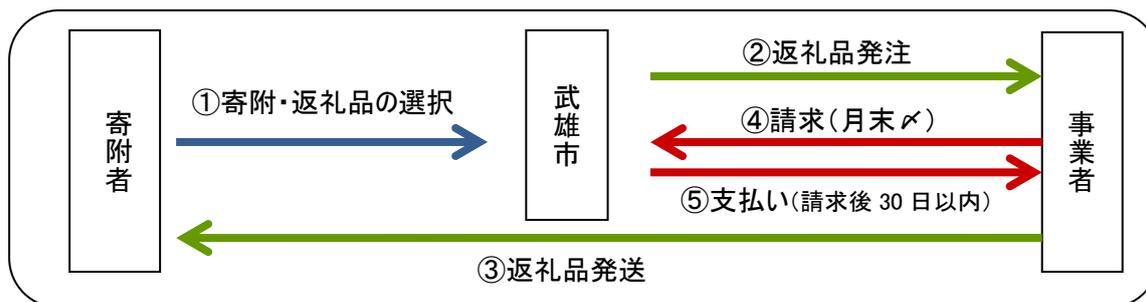
#### 5 返礼品の発送から支払までについて（費用負担を含む）

- (1) 返礼品の発送及び発送から到着までの寄附者との調整については、原則として市で行うものとする。ただし、返礼品に対する内容の確認及びクレーム等、事業所

での対応が必要な場合はこの限りでない。

- (2) 返礼品の商品代金（梱包料を含む）及び送料は、武雄市が負担する。寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、事業者の負担とする。

< 寄附から返礼品の発送、支払までの流れ（事業者が提案して市が選定） >



- ① 市に寄附が行われ、返礼品が選択される。
- ② 市が事業者に発注する。
- ③ 事業者から寄附者に返礼品を発送する。
- ④ 事業者が月末締めで市に請求する。
- ⑤ 請求後 30 日以内に、市から事業者へ代金を支払う。

## 6 申込方法

次の書類に必要な事項を記入し、関係書類を添え、武雄市企画部企画政策課へ持参または郵送すること。

### (1) 事業者登録

- ① ふるさと納税協力事業者登録申請書
- ② 誓約書（対象事業者の条件確認、暴力団排除に関する誓約、個人情報の取り扱いに関する宣誓）  
※上記①、②は毎年度提出すること。
- ③ 事業者概要（任意様式（パンフレット等でも可））
- ④ 本社所在地の市町村（本市に本社又は事業所を有する事業者については、本市）の普通税及び目的税（地方税法第5条、武雄市税条例第3条）の滞納がない証明書（本市の普通税及び目的税の滞納がない証明書については、武雄市役所で取得可。取得の際、法人登録している印鑑が必要。詳細は窓口にて確認すること。）
- ⑤ 生産・製造・販売に関する法令（食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等）に関する許可証の写し

## (2) 返礼品の提案

- ① ふるさと納税「お礼の品」提案申込書
- ② 商品の写真（印刷物（データ可））  
※発送する状態に梱包された商品の写真（データ可）
- ③ 返礼品基準チェックリスト
- ④ 宿泊等のサービスの場合、概要のわかる書類・パンフレット（寄附者に送付するチケット等）

## 7 選定に係る審査について

市企画政策課は、当該返礼品を提案した事業者及び当該返礼品の妥当性を審査し、その結果を当該事業者に報告するものとする。

## 8 募集期間

随時募集

※ 商品によって審査・承認・掲載に時間を要する場合がある。

## 9 事業者の責務

### (1) 個人情報の保護

事業者は、返礼品の発送等の業務を遂行する際、寄附者の個人情報の取扱いについて、武雄市個人情報保護条例並びに関係法令を遵守しなければならない。寄附者の個人情報は、返礼品の発送等以外の目的に使用することはできない。

### (2) 武雄市への報告（10 届出義務に該当した場合）

### (3) 問い合わせへの対応

寄附者からの返礼品に対する問い合わせに丁寧かつ親切に対応すること。

### (4) 苦情等への対応

返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等に真摯に対応し、解決に努めること。  
なお、返礼品等の補償やクレーム対応については、武雄市は一切その責めを負わないものとする。

### (5) 損害の賠償責任

事業者は、武雄市ふるさと納税推進事業に関する物品売買単価契約書第6条または第7条の規定に該当した場合は、損害の賠償責任を負うものとする。

## 10 届出義務

事業者は、次のいずれかに該当するときは速やかに市に届けなければならない。

- ① 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 返礼品が販売中止または終了になるおそれが生じたとき。
- ③ 返礼品の品質に対するクレーム又は発送過程での事故が生じたとき。
- ④ 返礼品の提案申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。

## 11 取扱いの停止又は中止

市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品の取扱いを停止し、又は中止するものとする。

- ① 返礼品の提案内容に虚偽があったとき。
- ② 事業者及び返礼品がこの要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ その他、提案申込時の内容に変更が生じたとき。
- ④ その他、市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ⑤ 返礼品の発送が著しく遅延し、又は停止したとき。

## 12 その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

以上